

令和 7 年

さいたま市議会 2 月定例会議案
(追加提出)

目次

議案第 86 号 令和 6 年度さいたま市一般会計補正予算（第 9 号）

議案第 87 号 令和 7 年度さいたま市一般会計補正予算（第 1 号）

（以上の議案は、別冊に掲載されております。）

議案第 88 号	さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定について……………	1
議案第 89 号	さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について……………	3
議案第 90 号	さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について……………	9

議案第 88 号

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例の制定について

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 12 日提出

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会条例

(設置)

第 1 条 令和 6 年度に発覚した土地区画整理事業における土地の売却に係る不適正な事務処理（次条において「不適正な事務処理」という。）について、市の内部調査の結果及び再発防止策の客観的かつ公正な検証等を行うため、さいたま市土地区画整理事業における不適正事務処理に関する第三者委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 不適正な事務処理を受けて実施した市の内部調査による結果の検証
- (2) 市が定めた再発防止策の検証
- (3) 前 2 号に掲げるもののほか、委員会が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 委員会は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、第 2 条の事務を終える日までの間とする。

(会長)

第 5 条 委員会に会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指名する委

員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 委員会の会議は、会長が招集する。

2 会議の議長は、会長をもって充てる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議は、公開とする。ただし、会長が必要と認めるときは、委員会に諮って会議を公開しないことができる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めて説明若しくは意見を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 委員会の庶務は、総務局において処理する。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

議案第 8 9 号

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一
部を改正する条例の制定について

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例
及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正す
る条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する
条例及びさいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一
部を改正する条例

(さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条
例の一部改正)

第 1 条 さいたま市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関す
る条例（平成 2 6 年さいたま市条例第 5 2 号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、
改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を
当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年さいたま市条例第 5 5 号）第 2 8 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条例第 3 1 条第 1 項に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 2 条第 3 項において同じ。	第 3 7 条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第 2 9 条第 1 項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあっては 1 人以上 5 人以下、小規模保育事業 A 型（さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成 2 6 年さいたま市条例第 5 5 号）第 2 8 条に規定する小規模保育事業 A 型をいう。第 4 2 条第 3 項第 1 号において同じ。）及び小規模保育事業 B 型（同条例第 3 1 条第 1 項に規定する小規模保育事業 B 型をいう。第 4 2 条第 3 項第 1 号

）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 〔略〕

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第7項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。

(2)・(3) 〔略〕

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であつて、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者

において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（同条例第33条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。

2 〔略〕

（特定教育・保育施設等との連携）

第42条 特定地域型保育事業者（居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項から第5項までにおいて同じ。）は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。

(2)・(3) 〔略〕

2 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

- (1) 特定地域型保育事業者と前項第2号に掲げる

を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

10 [略]

11 [略]

附 則

1～4 [略]

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

事項に係る連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 前項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、特定地域型保育事業者は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 [略]

8 [略]

9 [略]

附 則

1～4 [略]

(連携施設に関する経過措置)

5 特定地域型保育事業者（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができる」と市長が認める場合は、第42条第1項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設を確保しないことができる。

（さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部改正）

第2条 さいたま市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例（平成26年さいたま市条例第55号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</u> (2)・(3) [略] <u>2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</u> (1) <u>家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</u> (2) <u>次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。</u> ア <u>家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</u> イ <u>保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</u> <u>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規</u>	（保育所等との連携） 第6条 家庭的保育事業者等（居宅訪問型保育事業を行う者（以下「居宅訪問型保育事業者」という。）を除く。以下この条、次条第1項、第14条第1項及び第2項、第15条第1項、第2項及び第5項、第16条並びに第17条において同じ。）は、利用乳幼児に対する保育が適正かつ確実に行われ、及び、家庭的保育事業者等による保育の提供の終了後も満3歳以上の児童に対して必要な教育（教育基本法（平成18年法律第120号）第6条第1項に規定する法律に定める学校において行われる教育をいう。第3号において同じ。）又は保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う保育所、幼稚園又は認定こども園（以下「連携施設」という。）を適切に確保しなければならない。 (1) 利用乳幼児に集団保育を体験させるための機会の設定、保育の適切な提供に必要な家庭的保育事業者等に対する相談、助言その他の保育の内容に関する<u>支援を行うこと。</u> (2)・(3) [略]

模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) [略]

6 [略]

7 [略]

附 則

1・2 [略]

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して15年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

4～9 [略]

2 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等と次項の連携協力を行う者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

(2) 次項の連携協力を行う者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項の場合において、家庭的保育事業者等は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者を第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者として適切に確保しなければならない。

(1) 当該家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 第27条に規定する小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）

(2) [略]

4 [略]

5 [略]

附 則

1・2 [略]

（連携施設に関する経過措置）

3 家庭的保育事業者等（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）は、連携施設の確保が著しく困難であって、子ども・子育て支援法第59条第4号に規定する事業による支援その他の必要な適切な支援を行うことができると市長が認める場合は、第6条第1項の規定にかかわらず、施行日から起算して10年を経過する日までの間、連携施設の確保をしないことができる。

4～9 [略]

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 9 0 号

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和 7 年 3 月 1 2 日提出

さいたま市長 清 水 勇 人

さいたま市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

さいたま市消防団員等公務災害補償条例（平成 1 3 年さいたま市条例第 2 8 3 号）
の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、
改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当
該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(補償基礎額) 第 5 条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水 防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業 従事者等」という。）が消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病によ り死亡し、若しくは障害の状態となった場合に は、 <u>9, 7 0 0 円</u> とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは、 <u>1 万 4, 5 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額と することができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員 又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」とい う。）の事故発生日において、他に生計のみちが なく主として消防団員等の扶養を受けていたもの を扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等につ いては、前項の規定による金額に、第 1 号に該当 する扶養親族については 1 人につき <u>1 0 0 円</u> を、	(補償基礎額) 第 5 条 〔略〕 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。 (1) 〔略〕 (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水 防従事者又は応急措置従事者（以下「消防作業 従事者等」という。）が消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことにより死亡し、負傷し、若し くは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、 若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業 務に従事したことによる負傷若しくは疾病によ り死亡し、若しくは障害の状態となった場合に は、 <u>9, 1 0 0 円</u> とする。ただし、その額が、 その者の通常得ている収入の日額に比して公正 を欠くと認められるときは、 <u>1 万 4, 2 0 0 円</u> を超えない範囲内においてこれを増額した額と することができる。 3 次の各号のいずれかに該当する者で、消防団員 又は消防作業従事者等（以下「消防団員等」とい う。）の事故発生日において、他に生計のみちが なく主として消防団員等の扶養を受けていたもの を扶養親族とし、扶養親族のある消防団員等につ いては、前項の規定による金額に、第 1 号又は第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親

第2号に該当する扶養親族については1人につき383円を、第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき217円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) [略]

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,900円</u>	<u>13,700円</u>	<u>14,500円</u>
分団長及び副分団長	<u>11,300円</u>	<u>12,100円</u>	<u>12,900円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,700円</u>	<u>10,500円</u>	<u>11,300円</u>

備考 [略]

族については1人につき217円を、第2号に該当する扶養親族については1人につき333円を、それぞれ加算して得た額をもって補償基礎額とする。

(1)～(6) [略]

- 4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間、（以下この項において「特定期間」という。）にある子がいる消防団員等については、前項の規定にかかわらず、167円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額をもって補償基礎額とする。

別表（第5条関係）

補償基礎額表

階 級	勤 務 年 数		
	10年未満	10年以上 20年未満	20年以上
団長及び副団長	<u>12,500円</u>	<u>13,350円</u>	<u>14,200円</u>
分団長及び副分団長	<u>10,800円</u>	<u>11,650円</u>	<u>12,500円</u>
部長、班長及び団員	<u>9,100円</u>	<u>9,950円</u>	<u>10,800円</u>

備考 [略]

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後のさいたま市消防団員等公務災害補償条例（以下「改正後の条例」という。）第5条第2項及び第3項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた改正後の条例第5条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る改正後の条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷

病補償年金等を除く。) 及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。